

高収益作物次期作支援交付金のポイント



新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げ等の

影響を受けた野菜・花き・果樹・茶の次期作に向けた取組に対し交付金が支払われます。

【支援対象】

支援対象者

- 令和2年2～4月までの間に出荷実績がある農業者又は廃棄等により出荷できなかった農業者です。
- 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後確実に加入する意向確認が必要です。

対象品目

- 令和2年2～4月までに出荷実績がある野菜、果樹、花き、茶です。
※5月以降の具体的な品目は今後国の公募の中で設定予定です。

【助成概要】

生産性又は品質向上、土づくり等の作柄安定、需要促進などの取組みに助成

- (1) 次期作に向けた需要対応生産支援メニュー2つ以上の取組を実施すると5万円/10aを交付します。(施設花き等:80万/10a、施設果樹:25万/10a(施設等条件あり))

《取組例》 栽培技術の転換に必要な肥料・農薬等の導入+作柄安定のための排水対策の実施

- (2) 新たな需要促進に向けた需要促進支援メニューの取組を実施すると取組類型ごとに2万円/10aを交付します。(最大3取組類型:2万円×3)

《取組例》 需要開拓による販路の変更+GAPの認証取得に向けた取組

- (3) 花きや茶などを厳選して出荷する取組に2,200円/1人・1日を交付します。

《取組例》 産地の取り決めに基づき、芽かき、摘花等を徹底し高品質な花きを出荷

【申請先】

最寄りのJA又は各地域農業再生協議会など(※現在調整中)

【申請期間・申請書類】

(申請期間) 令和2年6月末～7月末頃 (第1次申請分)

※地域、団体等によって変更となる場合があります。

※第2次申請分の取り扱いは、国公募等の内容により別途お知らせします。

(申請書類) 別途定める様式(県HP、その他国HPを参照)。

※地域、団体等で別途定める添付資料等は申請先ごとにご確認ください。

(用意するもの)

○ 農地基本台帳等の公的資料(面積、権利設定確認用)

○ 出荷伝票等の出荷実績の分かる書類(野菜、花き等の栽培確認用)

その他詳細については、

市町の農政関係部局または県農業振興事務所(河内・上都賀・芳賀・下都賀・塩谷南那須・那須・安足)までお問い合わせください。

※施設花き等、施設果樹を除き、中山間地域の交付額は1割増です。

(1)次期作に向けた需要対応生産支援メニュー(下記ア～オに定める①～③の10の取組項目)のうち、2つ以上の取組に対し、5万円/10aを交付

80万円/10a(施設花き等)※施設等条件あり

25万円/10a(施設果樹) ※施設等条件あり

※単価は今後見直しとなる場合もあります。

○1ほ場につき1回限りの交付

ア 生産・流通コストの削減に資する取組

- ① 機械化体系の導入(購入、レンタル、リース)
- ② 集出荷経費の削減に資する資材の導入(大型コンテナ、通い容器等の導入)

イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組

- ① 品目・品種等の導入(栽培技術の転換等)
- ② 肥料・農薬等の導入(栽培技術の転換に必要な資材導入等)
- ③ かん水設備等の導入(品質向上に必要な機器等の導入)

ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組

- ① 土壌改良・排水対策の実施(作柄安定に資する対策の実施等)
- ② 被害防止技術の導入(作柄安定に資する資材等)

エ 作業環境の改善に資する取組

- ① 労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)
- ② 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入

オ 事業継続計画の策定の取組

- ① 事業継続計画の策定等

※産地が戦略的に推進することで、効果が発揮される取組については、必ずしも新たに実施する必要はありません。

(2)新たな需要促進に向けた需要促進支援メニュー(下記ア～ウに定める①～③の9つの取組項目のうち、1つの取組に対し、2万円/10aを交付(最大3取組類型:2万円×3)

○ア～ウの各取組類型ごとに1ほ場につき1回限りの交付

ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備の取組

- ① 新規契約の締結
- ② 追加契約の締結
- ③ 需要開拓による販路の変更

イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

- ① 都道府県知事が定める新品種の導入(※いちご、うど、にら、りんどう、あじさい)
- ② 都道府県知事が定める新技術の導入

ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組

- ① 残留農薬基準等への対応
- ② GAPの認証取得に向けた取組
- ③ MPS(花き生産総合認証)の取得に向けた取得